

エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業入札説明書等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
1	入札説明書	4	2.1.(6) 契約の形態	基本協定書、要求水準書、事業契約の優先順位が定められておりません。要求水準書は契約書の一部であり、最終的には契約書が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	契約書とは、入札説明書、要求水準書、基本協定書、建設工事請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)を指します。 また、契約書の優先順位は以下となります。 基本協定書＝建設工事請負契約書(案)＝運営業務委託契約書(案)＞要求水準書＞入札説明書
2	入札説明書	11	4.3.(6)1) 提出書類キ	新型コロナウイルス等による体調不良などを考慮し、2名分を準備したいと考えております。その場合、委任状(入札代理人)第13条様式を2枚(2名分)提出することで、対応は可能でしょうか。	第13条様式を2名分準備しても問題ありません。ただし、当日受領するのは入札代理人である1名分のみです。
3	様式集	目次	第6-3号様式	配置予定技術者とは、工事現場に配置する予定の技術者のことかと理解しております。(運営業務を行う者)ではなく、(建設業務を行う者)という理解でよろしいでしょうか。	配置予定技術者とは、運営業務を行う者ではなく、建設業務を行う者です。
4	要求水準書(工事編)	1-15	3 変更6)	「循環組合の定める契約条項」に関しご教示願います。	「建設工事請負契約書(案)」となります。

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
5	建設工事請負契約書	11	第 28 条 工事費の変更方法等	「協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する」とありますが、協議合意できなかった場合の通知までの決定手順(調停の有無等)をご教示願います。	協議合意ができなかった場合は、調停での合意を図ったうえで、乙に通知します。
6	建設工事請負契約書	14～15	第 37 条 検査及び引渡し	8 項「0 第 1 項及び第 0 項の規定を準用する」は表記の誤りかと存じますので、正しい準用先をご教示願います。	<p>8 項「0 第 1 項及び第 0 項の規定を準用する」は誤記です。以下の条項を追加し、第 49 条の規定を準用することになります。</p> <p>第 49 条 (履行遅滞の場合における違約金等)</p> <p>乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込のあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して工期を延長することができる。</p> <p>2 前項の延滞違約金の額は、工事費につき遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額(100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、検査に合格した指定部分(他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと甲が認める履行部分を含む。)があるときは、これに相応する工事費相当額を延滞違約金の算定に当たり工事費から控除する。</p>

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
					3 甲の責めに帰すべき事由により、第 38 条第 2 項（第 45 条において準用する場合を含む。）の規定による工事費の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、遅延利息の率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを甲に請求することができる。
7	建設工事請負契約書	14～15	第 37 条 検査及び引渡し	8 項の延滞違約金の想定例をご教示願います。（100 日程度の基幹的改良工事を超えて焼却残さ等の処理が出来なかった場合に発生した埋立費用の実費分を違約金として請求する等）	No. 6 の回答のとおりです。
8	建設工事請負契約書	15～16	第 40 条 前払金	公共工事における一般的な前払金は契約金額の 10～40%と認識しております。前払金上限額が契約金額の 10%に満たない場合、工事の円滑、適正な施工を支援する前払金額について協議いただくことは可能でしょうか。	組合の事務規則に基づいて、前払金の支払いを行うため、上限額変更の協議には応じることはできません。
9	運營業務委託契約書	7	第 25 条 焼却残さ等の受入れ等	甲が確保できなかった処理量とは、搬入量のことでしょうか。搬入量とした場合、搬入量が要求水準書に定める数量の 10%を超えて下回った場合の費用負担	甲が確保できなかった処理量とは「搬入量」のことです。また、搬入量が要求水準書に定める数量の 10%を超えて下回った場合の費用負担に関する取扱いは、以下のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
				<p>担に関する取扱いは、以下の式に示される通りと理解しておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>式(A×0.9-B) ×C ※A×0.9>B</p> <p>A：要求水準書（運営編）参考資料4に定める搬入量 B：当該年度における実際の搬入量 C：変動費の処理単価（円/ t 灰）</p>	<p>式(A×0.9-B) ×C ※A×0.9>B</p> <p>A：要求水準書（運営編）参考資料4に定める搬入量 B：当該年度における実際の搬入量 C：変動費の処理単価（円/ t 灰）</p>
10	運營業務委託契約書	7	第 25 条 焼却残さ等の受入れ等	<p>「要求水準書(運営編)参考資料4」は年間数量のみの記載に留まっております。実際の運用にあたっては、月単位での数量管理が重要であることから、月間数量が著しく増減した場合の取扱いも同様に協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>灰の月単位での数量をコントロールすることはできないため、月間数量に係る協議はいたしかねます。</p>
11	運營業務委託契約書	8	第 28 条 エコセメント等の販売等	<p>この条項のみ、「エコセメント等」ではなく、「エコセメント」となっております。「エコセメント等」と認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>「エコセメント等」と修正します。</p>

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
12	運營業務委託契約書	8	第 29 条 資源物等の取扱い	別紙 3 では、鉄及びアルミニウム類の販売収益還元費の算定式が定められておりません。鉄及びアルミニウム類は販売収益還元の対象外という理解でよろしいでしょうか。	鉄及びアルミニウムも別紙 3 に基づき還元対象です。
13	運營業務委託契約書	9	第 31 条 異常事態への対応	「要求水準書記載の規制基準値」とは、要求水準書 (P6) 公害防止条件における各基準値を示すという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書記載の規制基準値」とは、要求水準書 (P6) 公害防止条件における各基準値のことです。
14	運營業務委託契約書	14	第 44 条 法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等	「本事業に直接関連する法令・税制等」の判断基準(具体例)をご教示願います。	現時点では、どのような法令変更があるのか想定できないため、判断基準(具体例)を示すことはできません。
15	運營業務委託契約書	17	第 51 条 甲の解除権及び解除権に伴う違約金	(8)「第 32 条 3 項」は「第 32 条 1 項」と認識してよろしいでしょうか。	「第 32 条 3 項」は「第 32 条 1 項」のことで、修正します。
16	運營業務委託契約書	別紙 1	用語の定義(処理不適物)	「要求水準書(運営編)(P19)4 品質管理業務 1) 焼却残さ等の質」を逸脱したものは、「本施設において処理をすることが不可能若しくは不適当な物」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書(運営編)(P19)4 品質管理業務 1) 焼却残さ等の質」を逸脱したものは、「本施設において処理をすることが不可能もしくは不適当な物」に含まれます。

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
17	運營業務委託契約書	別紙 6	別紙3 1. 運営委託費の算定方法	様式12では、原材料・薬剤費は変動費に計上されており不一致です。原材料・薬剤費は、焼却灰処理量等に応じて変動する費用ですので変動費に該当すると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。	原材料・薬剤費は、焼却灰処理量等に応じて購入量変動するので、変動費とします。なお、支払方法は「実価格×購入量」となります。 運營業務委託契約書（案）を修正します。
18	運營業務委託契約書	別紙 8	別紙3 4. 支払時期	運営委託契約第40条（P13）に、耐火レンガとろ布費用は実価格単価で精算すると定められておりますので、運営固定費における均等支払い（内訳毎に四半期均等）の対象外費用になるかと存じます。従って当条項に関しては、「運営固定費（耐火レンガ・ろ布を除く）は、均等（内訳毎に四半期均等）とする。」との解釈でよろしいでしょうか。	耐火レンガとろ布費用は、実価格単価で精算するので、運営固定費における均等支払い（内訳毎に四半期均等）の対象外費用とします。 運營業務委託契約書（案）を修正します。

※1 質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2 質問数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No.」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入すること。